

横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付要綱

制 定 令和7年10月1日健地包第516号（健康福祉局長決裁）
最近改正 令和8年7月1日健地包第258号（健康福祉局長決裁）

（趣旨）

- 第1条** この要綱は、横浜市一般介護予防事業の実施に関する要綱（平成28年3月健高在第1306号。以下「実施要綱」という。）に基づき、高齢者が地域の中で人とつながりを持てる居場所づくりや介護予防に資する取組を実施する者に対し、予算の範囲内で交付する横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金（以下「補助金」という。）について、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

- 第2条** この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び補助金規則の例による。
- 2 この要綱において「要支援者等」とは、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に該当した者）をいう。

（補助対象団体）

- 第3条** 補助金の交付対象団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号全てに該当する法人又は任意団体とする。
- (1) 代表者又は役員が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）でないこと
法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者がいないこと
法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者でないこと
 - (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
 - (4) 市税を滞納していないこと
 - (5) 公序良俗に反しない団体であること
 - (6) 法人格を持たない任意団体の場合は、規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確であること

（補助事業）

- 第4条** 補助事業は、住民主体の有償・無償のボランティア等（以下「ボランティア等」という。）が、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援を行うものとする。

(補助金の交付要件及び補助対象経費等)

第5条 本要綱における補助金は活動費補助とする。

- 2 補助金は、同一の補助事業に対し、4回まで交付する。なお、実施する補助事業が補助金を活用して事業を実施した最初の年度の4月1日から起算して、申請日時時点で3年を経過している場合には交付しない。
- 3 前項に掲げる補助金の交付要件、基準額等・対象経費は別表1により定める。
- 4 補助金は、第7条第1項に基づき通知された「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付決定通知書」(第8号様式)に定める補助対象期間に使用できるものとし、次年度以降に繰り越すことはできない。
- 5 補助金は、国、県及び市町村の補助金並びによこはまふれあい助成金等との事業内容、収支及び使途を明確に区分できない場合には交付しない。
- 6 補助金は、別表1の横浜市通所型サービス・活動B事業補助金への移行基準を満たし、横浜市通所型サービス・活動B事業補助金交付要綱(令和7年10月健地包第478号)に基づき、「横浜市通所型サービス・活動B事業補助金」の交付を受ける補助対象団体に対しては、交付しない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、別に定める期日までに「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付申請書」(第1号様式)(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書には次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 団体概要書(第2号様式)
 - (2) 事業計画書(第3号様式)
 - (3) スタッフ及びボランティア名簿
 - (4) 収支予算書(第4号様式)
 - (5) 資金計画表(第5号様式)
 - (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書等
 - (7) 法人市民税の納税証明書の原本等
 - (8) チラシ等、活動の概要がわかる書類(介護予防に資するプログラムの実施日や1日の流れが分かる書類)
 - (9) 平面図
 - (10) 団体の役員等氏名一覧表(第6号様式)
 - (11) 利用実績確認表(申請書を提出する日の属する年の前年1月から12月までの実績)(第7-1号様式)
 - (12) 提供する支援の内容、注意事項等の利用者への説明書類
 - (13) 規約、定款その他これらに類する書類
 - (14) 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - (15) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者が任意団体かつ法人市民税が非課税である場合は、前項第7号に掲げる書類の添付を省略できる。また、前項第14号に掲げる書類の添付は不要とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、申請書を提出する日の属する事業年度の実績がない場合は、同項第6号及び第7号に掲げる書類の添付を省略できる。また、本要綱第4条に定める事業の実績がない場合は、同項第11号に掲げる書類の添付は不要とする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、同項第10号及び第12号から第14号までに掲げる書類のうち、前事業年度の申請書に添付した書類と記載内容に変更がない書類は添付を省略できる。

(補助対象事業の選考及び交付の決定)

第7条 市長は、前条に基づく申請を受理した場合は、申請の内容を審査し、その結果を「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付決定通知書」(第8号様式)又は「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金不交付決定通知書」(第9号様式)により申請者に通知する。

- 2 前項に関わらず、市長が必要と認める場合には、申請の内容を審査するとともに、横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助対象事業選考要領（令和7年10月健地包第516号）に定める選考手続きにより、補助対象事業を選考することができるものとする。

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が前条第1項の規定に基づき「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付決定通知書」（第8号様式）の交付を受けてから10日以内の日とする。

（申請内容及び交付額の変更）

- 第9条** 補助対象期間中に補助事業の内容を変更しようとするときは、「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業変更届」（第10号様式）に、申請書の添付書類のうち、必要な書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業の内容の変更に伴い交付額の変更申請を行うときは、市長が定める期日までに「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金変更交付申請書」（第11号様式）を提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による申請は、補助事業の内容を変更する前の基準額を超えない範囲で行うことができる。
 - 4 市長は、第2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、又は認めない場合はその理由を付し、「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書」（第12号様式）により、申請者に通知する。

（実績報告）

- 第10条** 補助事業者は、事業完了後、市長が定める期日までに「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業実績報告書」（第13号様式）（以下、「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業報告書（第14号様式）
 - (2) 収支決算書（第15号様式）
 - (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
 - (4) 利用実績確認表（第7－2号様式）
 - (5) 活動の様子がわかる資料
 - (6) その他市長が必要と認める書類
 - 3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係る領収書等のうち改修費とする。
 - 4 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同第5号に規定する書類とする。

（補助金額の確定）

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金確定通知書」（第16号様式）により行うものとする。

（交付の方法）

- 第12条** 補助金規則第17条ただし書きの規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合とは、補助対象団体等の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、地方自治法施行令第163条第2号に基づき、前金払いとすることができる。
 - 3 補助金の交付の時期及び交付額は、第7条第1項に規定する「横浜市通所型サービス・活動B

事業の実施に向けた助走事業補助金交付決定通知書」(第8号様式)において示すところによる。

(交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付請求書」(第17号様式)により行うものとする。

(決定の取消)

第14条 市長は、次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 実績報告書その他の書類を確認した結果、虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたものと認められるとき。

(2) この要綱及び実施要綱等に違反したとき。

(3) その他事業実施方法が不相当であると市長が認めたとき。

2 補助金の交付の決定の取消は、「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付決定取消通知書」(第18号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(廃止等の届出)

第16条 補助事業者は、補助金規則第7条第2号に定める廃止又は休止をしようとするときは、その廃止又は休止の日の30日前までに、「横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業廃止(休止)届出書」(第19号様式)を市長へ提出しなければならない。

(警察本部への照会)

第17条 市長は必要に応じ申請者又は第7条第1項の交付の決定を受けた者が、第3条第2号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限にかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)のとおりとす。

(情報公開及び関係書類の保存期間)

第19条 この要綱により補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金規則第26条に規定する関係書類の保存に係る期間は、完結年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」(第20号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

2 前項に定める報告について、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で

消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する市長への報告を行った後、当該仕入控除税額分の補助金を市に返還しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

【別表 1】

項目	上限金額	交付要件1	交付要件2	補助対象経費	横浜市通所型サービス・活動B事業補助金への移行基準
活動費補助	25,000円に活動月数を乗じた額	当該申請に係る補助対象期間の介護予防に資するプログラムについて、週1日、各2時間以上実施すること。	その他、要綱等で定められた基準を遵守していること。	・人件費 ・事務費 ・改修費 ・その他事業の実施に必要と認められるもの ただし、次の経費は補助対象経費とはならない。 ・施設整備の費用（軽微な改修費を除く） ・補助事業と直接関係のない従業員の募集、雇用に要する費用 ・補助事業と直接関係のない広告、宣伝に要する費用 ・食材料費や調理に係る費用等、利用者個人に直接的な利益となる費用	申請書を提出する日の属する年の前年1月から12月までに実施した第4条に定める事業の実績において、介護予防に資するプログラムの1週あたりの要支援者等の利用者のうち法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントで本事業が必要と介護予防サービス・支援計画書に位置付けられた者が平均5人以上であること。
	37,500円に活動月数を乗じた額	当該申請に係る補助対象期間の介護予防に資するプログラムについて、週2日、各2時間以上実施すること。			
	50,000円に活動月数を乗じた額	当該申請に係る補助対象期間の介護予防に資するプログラムについて、週3日以上、各2時間以上実施すること。			